

議案第49号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表13の項を次のように改める。

13	削除
----	----

別表94の項から96の項までを次のように改める。

94	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第10条第1号に規定する工場等供する建築物	(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び99の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。以下この項から96の項までにおいて同じ。）を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	25,000円
				イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	35,000円
				ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	87,000円
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	160,000円
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	200,000円
				ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	29,000円
				イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	39,000円
				ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	94,000円
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円

		ルギー消費性能適合性判定	エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
			オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	170,000円
			カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	210,000円
2	上記以外の建築物	(1) モデル建築物を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
			イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
			ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	210,000円
			エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	280,000円
			オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	340,000円
			カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	400,000円
		(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	260,000円
			イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円

				㎡以上2,000㎡未満の場合		
				ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円
95	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	1 工場等の用途に供する建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のアに規定する額の2分の1に相当する額
				イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額
				ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のウに規定する額の2分の1に相当する額
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のエに規定する額の2分の1に相当する額
				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のオに規定する額の2分の1に相当する額

消費性能適合性判定	(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(1)の力に規定する額の2分の1に相当する額	
		ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のアに規定する額の2分の1に相当する額	
		イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額	
		ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のウに規定する額の2分の1に相当する額	
		エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のエに規定する額の2分の1に相当する額	
		オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のオに規定する額の2分の1に相当する額	
		カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(2)の力に規定する額の2分の1に相当する額	
	2 上記以外の建築物	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のアに規定する額の2分の1に相当する額
			イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額
			ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のウに規定する額の2分の1に相当する額

				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のエに規定する額の2分の1に相当する額
				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のオに規定する額の2分の1に相当する額
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の2の(1)のカに規定する額の2分の1に相当する額
			(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のアに規定する額の2分の1に相当する額
				イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額
				ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のウに規定する額の2分の1に相当する額
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のエに規定する額の2分の1に相当する額
				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のオに規定する額の2分の1に相当する額
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の2の(2)のカに規定する額の2分の1に相当する額
96	建築物のエネルギー	1 建築物エネルギー消費	(1) モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のアに規定する額

消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	性能適合性判定を受けた計画で工場等の用途に供する建築物	費性能適合性判定	イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のイに規定する額	
			ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のウに規定する額	
			エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のエに規定する額	
			オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(1)のオに規定する額	
			カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(1)のカに規定する額	
	(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定			ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のアに規定する額
				イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のイに規定する額
				ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のウに規定する額
				エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のエに規定する額
				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の1の(2)のオに規定する額

		カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の1の(2)のかに規定する額
2 上記以外の建築物	(1) モデル建物をを用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のアに規定する額
		イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のイに規定する額
		ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のウに規定する額
		エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のエに規定する額
		オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(1)のオに規定する額
		カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の2の(1)のかに規定する額
		(2) 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が1,000㎡未満の場合	1件につき
イ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき		前項の2の(2)のイに規定する額	
ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき		前項の2の(2)のウに規定する額	
エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき		前項の2の(2)のエに規定する額	

				オ 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	前項の2の(2)のオに規定する額
				カ 床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	前項の2の(2)のカに規定する額

別表97の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「以下次項」を「次項」に、

「

申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	25,000円
------------------------------	-------	---------

」

を

「

申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	15,000円
申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	25,000円

」

に、

「

申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
------------------------------	-------	----------

」

を

「

申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円

」

に、

「

申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
------------------------------	-------	----------

」

を

申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	260,000円
申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円

に改め、同表98の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表99の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	25,000円
------------------------------	-------	---------

を

申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	15,000円
申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	25,000円

に、

申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
------------------------------	-------	----------

を

申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円

に、

申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
------------------------------	-------	----------

を

「

申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	260,000円
申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、令和3年9月1日から施行する。